

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 30 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分			監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの※	未措置
			A	B	C	A－B－C
団 体	指摘事項	出資・出捐団体	8	1	3	4
		補助金等交付団体	4	0	0	4
		指 定 管 理 者	8	0	3	5
	計		20	1	6	13
	指導事項	出資・出捐団体	3	1	1	1
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	3	0	0	3
	計		6	1	1	4
	検討事項	出資・出捐団体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		0	0	0	0
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	4	0	0	4
		指 定 管 理 者	5	0	2	3
	計		10	0	2	8
	指導事項	出資・出捐団体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	2	0	0	2
	計		2	0	0	2
	検討事項	出資・出捐団体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		0	0	0	0
合 計			38	2	9	27

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年5月1日及び令和7年5月16日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般財団法人 世界遺産白川郷合掌 造り保存財団	地域振興課	除雪用ホイールローダーに係る賃貸借契約及び検査事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 - 競争入札を行うべきところ、理由を明確にしないまま、随意契約を行っていた。 - 契約金額が 50 万円を超えるにもかかわらず、契約書を作成していなかった。 - 検査調書を作成すべきところ、これを作成していなかった。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 近隣での重機のリースに対応可能な事業者の確保に苦慮し、時間的な猶予がなくなっていく中、対応可能と回答のあった事業者と、関係規程などを十分に確認しないまま契約事務を行っていたことによるものであるため、以下のとおり是正した。 - 事業者の所在地要件を拡充する等、事業者確保の強化に努めるとともに、随意契約する場合には事務局内において根拠の記載漏れが無いようチェックを行う。 - 令和 6 年度から契約書を作成するよう改めている。 - 使用料の支出については契約金額にかかわらず請求明細書にて事実確認を行うこととしていたが、今後は契約金額が 50 万円を超える場合について、検査調書を作成することとする。
岐阜県住宅供給公社	住宅課	令和 5 年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 - 家賃等貸倒引当金について、令和 5 年度末の賃貸住宅等管理事業未収金 2,927,720 円の 2 分の 1 以下とすべきところ、1,463,861 円としていた。 - 退職給付引当金について、財務諸表の注記事項に記載されている会計処理方法とは異なる方法にて、73,649,998 円を計上していた。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項 1 について、令和 5 年度末の家賃等貸倒引当金を 1,463,860 円以下とすべきところ、団地ごとに算定を行った貸倒引当金を全団地で集計した際の端数処理の誤りにより、未収金額総額の 2 分の 1 を上回る結果となり、適正な事務処理が行われていなかった。 今後は、決算において、賃貸住宅等管理事業未収金額の 2 分の 1 以下となるよう、適正に貸倒引当金を算定することとし、複数の担当者によるチェックを徹底することにより、再発防止に努める。

			指摘事項2について、本来、財務諸表の注記事項には「勸奨退職」と表記するところ、「普通退職」と誤った表記をしていた。 令和6年度決算において、財務諸表の注記事項については、実際の退職給付引当金の算定方法に不一致が無いことを確認する。
		美濃加茂第1県職員アパート解体工事において、受注者が解体作業後の周辺の家屋調査を工期内に実施せず、出来高不足の状態で完了届を提出していたにもかかわらず、検査を行った結果、契約が適正に履行されたとして当工事を合格としていたため、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項について、完了の確認の検査時に契約の履行を漏れなく確認すべきところ、検査員の失念により、適正な事務処理が行われていなかった。 今後は、検査時に検査員が使用する完成検査チェックリストに、解体作業後の家屋調査に関する項目を追加することにより、再発防止に努める。

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益財団法人 セラミックパーク美濃	地域産業課	令和5年度の決算において、令和5年11月及び令和6年3月に取得した什器備品2件に係る耐用年数の適用を誤っていたことにより、減価償却費が4,706円過少となっていたため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導事項については、適用する耐用年数の認識誤りにより、適正な事務処理が行われていなかった。 耐用年数の適用を誤っていた2件の什器備品の減価償却費については、令和6年度会計において、前期損益修正損として4,706円を計上し、償却累計額を修正する。 今後は、耐用年数の確認を徹底し、再発防止に努める。

(3) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
株式会社 ブイ・アール・テクノセンター (テクノプラザもの	産業デジタル推進課	指定管理業務における現金管理において、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項について、テクノプラ

づくり支援センター)		1 原則として現金受領の都度、入金伝票により処理し記録しなければならないところ、これを行っていなかった。 2 利用者から徴収した会場代等の現金を、経理責任者ではなく研修部で保管していた。 3 出納責任者は、毎日小口現金の出納を締め切った後、小口現金残高を実査し、現金在高表を作成した上で小口現金残高と現金在高表とを照合しなければならないところ、これを行っていなかった。	ザものづくり支援センター経理規程に基づいた事務処理をすべきところ、経理規程の確認不足によりこれを実施していなかった。 そのため、所管機関の指導に基づき、以下のとおり是正した。今後は、職員研修を実施するなど、経理規程の遵守を徹底し、不正の誘発等の防止に努める。 1 現金受領の都度、入金伝票により処理し記録を実施する。 2 受付及び研修部にて利用者から徴収した会場代等の現金は、当日中に経理責任者が回収し、経営管理課の金庫に保管する。 3 出納責任者は、毎日小口現金の出納を締め切った後、小口現金残高を実査し、現金在高表を作成した上で小口現金残高と現金在高表とを照合する。
公益財団法人 セラミックパーク美濃 (セラミックパークMINO)	地域産業課	セラミックパークMINOの管理運営業務において、施設管理が十分に行われていなかったため、来館者の車両を損傷させた毀損事故が発生し、損害賠償金50,501円（施設賠償責任保険）が支払われていたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 昇降機保守点検業務契約において、業務の内容書に基づき、毎月エレベーターリモート点検報告書の提出を受け、検査を行い委託料を支払うべきところ、令和6年2月分の同報告書が遅延して提出がない状況において、支出の原因を確認することなく検査を行い、委託料を支払っていたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項について、駐車場の地盤沈下の状況を問題ない状況と判断していたため車両の毀損事故が発生した。 今後は、警備員の目視による日常点検を一層徹底するとともに、職員の日常業務の中での目視点検等により異常箇所が発見された場合には、速やかに現場を複数人で確認して危険の有無を判断し、必要な危険回避の措置を行うことにより、再発防止に努める。 指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項については、検査書類の確認誤りにより適正な事務処理が行われていなかった。 今後は、検査時確認事項（報告書類）のチェック表を作成するなどして、再発防止に努める。

(4) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置
指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
株式会社 ブイ・アール・テクノセンター (テクノプラザものづくり支援センター)	産業デジタル推進課	指定管理業務における現金管理において、次の不適正な事項が認められたので、今後は当該指定管理者に対する指導の強化を図りたい。 1 原則として現金受領の都度、入金伝票により処理し記録しなければならないところ、これを行っていなかった。 2 利用者から徴収した会場代等の現金を、経理責任者ではなく研修部で保管していた。 3 出納責任者は、毎日小口現金の出納を締め切った後、小口現金残高を実査し、現金在高表を作成した上で小口現金残高と現金在高表とを照合しなければならないところ、これを行っていなかった。	指摘事項について、指定管理者にテクノプラザものづくり支援センター経理規程に基づいた事務処理をさせるべきところ、経理規程の確認不足によりこれを実施していなかった。 そのため、以下のとおり是正するよう指導し、措置が完了したことを確認した。今後は、指定管理者が当該経理規程に基づき、適正な事務処理を実施していることを、基本協定書に定める四半期検査等において定期的に確認することで、所管機関として不適正な事務処理の誘発等の防止に努める。 1 現金受領の都度、入金伝票により処理し記録を実施する。 2 受付及び研修部にて利用者から徴収した会場代等の現金は、当日中に経理責任者が回収し、経営管理課の金庫に保管する。 3 出納責任者は、毎日小口現金の出納を締め切った後、小口現金残高を実査し、現金在高表を作成した上で小口現金残高と現金在高表とを照合する。
公益財団法人 セラミックパーク美濃 (セラミックパークMINO)	地域産業課	セラミックパークMINOの管理運営業務において、指定管理者が来館者の車両を損傷させた毀損事故が発生し、損害賠償金50,501円（施設賠償責任保険）が支払われていたので、適正な施設管理について当該指定管理者への一層の指導を図り、事故防止に努められたい。	指摘事項について、指定管理者は、事故の原因となった駐車場の一部箇所の沈下を、従前より、駐車禁止措置等を講じるほどの状況ではないと判断し、また、その判断に基づき県への報告も行われていなかった。 今後は、指定管理者と綿密な情報共有を図るとともに、実地調査での業務の実施状況の把握により、再発防止に努める。